

# 総務省提出資料

民間資金等活用事業推進委員会第23回合同部会

平成14年5月29日

## 総務省におけるPFI事業への取組みについて

### 1. 独立行政法人通信総合研究所（CRL）が行うPFI事業について

#### 1. 事業の概要

独立行政法人通信総合研究所（CRL）は、先導的な移動体通信システムの実現に向けた総合的な実証試験を行うための施設の一部について、試験施設の設置及びケーブル類の敷設工事及び運営・管理に関する事業をPFI事業として実施する。（事業名：移動体通信試験施設整備運営事業）

#### 2. 施設の概要

本PFI事業で整備するのは以下の施設である。（別添の図を参照）

- ・局地基地局取付用設備（ポール） Aタイプ（6m級）×26本、Bタイプ（8m級）×7本
- ・ケーブル類（光ファイバケーブル等） 各ポールに6芯
- ・監視用カメラ及びモニター 2台以上

#### 3. PFI方式

- ・PFI事業者が整備・所有・運営管理するBOO（Build-Own-Operate）方式
- ・事業期間 平成14年度～平成17年度（4年間）

#### 4. 事業の経過

（これまでの進捗状況）

- 平成14年3月8日** 実施方針を策定・公表し、仕様書（案）とともに、意見招請開始  
（3月11日にはCRLのWEBサイト内にPFI関係の情報を掲載：  
<http://www2.crl.go.jp/mt/b180/general/pfi/>）
- 3月18日** CRL横須賀無線通信研究センターにて実施方針の説明会開催
- 4月8日** 実施方針、仕様書（案）についての意見招請締め切り  
意見受付数 延べ11件（4月16日にWEB上にて回答を掲載）
- 4月26日** 特定事業の選定・公表（WEB上において客観的評価結果とあわせて公表）
- 5月16日** 入札公告（官報告示）
- 5月27日** CRL本所（小金井市）にて入札説明会開催

（今後の予定）

- 平成14年6月26日** 入札締め切り（総合評価一般競争入札）
- 7月下旬** 事業者と契約、設計・工事着手（施設整備開始）
- 12月初旬** 実験施設完成、CRL実験開始（施設運用開始）
- 平成18年3月末** PFI事業終了

（CRLが同施設を引き続き使用しない場合は、PFI事業者は施設を撤去する。）

## 2. 地方公共団体におけるPFIの積極的活用

### 1. 地方公共団体のPFI実施状況

平成14年5月28日現在、47事例について、実施方針が策定・公表されており、既に供用を開始したものが4事例ある。

具体的には、教育・文化関連施設や廃棄物処理施設、複合公共施設、駐車場・駐輪場、義務教育施設、港湾施設等、様々な種類の公共施設の整備がPFI事業で行われているところ。（別紙4参照）

### 2. 総務省の取組み

地方公共団体におけるPFI事業の円滑な実施を促進するため、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日付け自治事務次官通知）及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）を发出

PFI法の一部改正により、PFI事業の用に供するため行政財産をPFI事業者に貸し付けること等が可能となったこと等を踏まえ、PFI事業により整備された公共施設等の管理や公有財産に関する法令の運用等について上記事務次官通知を改正（「地方公共団体におけるPFI事業について」の改正について）（平成14年4月1日付け総務事務次官通知）

③ 地方公共団体がPFI事業により公共施設等の整備等を行う場合に生じる財政負担について、以下の地方財政措置を行う。

ア 国庫補助負担金が支出される事業

直接整備する場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置

イ 地方単独事業として実施されるPFI事業

直接整備する場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、財政措置の仕組みがない施設（公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすもの）については、一定の範囲で、地方交付税措置

④ 「平成14年度地方財政の運営について（平成14年4月19日付け総務事務次官通知）」において、PFIの活用を促すとともに、「全国都道府県地方課長・財政課長合同会議（平成14年4月19日開催）」等において、PFI事業の積極的な活用について協力を求めたところ。

(参考) (財)地域総合整備財団と連携したPFI普及・啓発事業

① PFIアドバイザー派遣事業 (平成13年度実績 56団体)

② PFI研修会の開催

(平成13年度実績 4ヶ所 参加人数 約1,300人)

③ PFI意見交換会の開催

(平成13年度実績 2ヶ所 参加人数 約 180人)

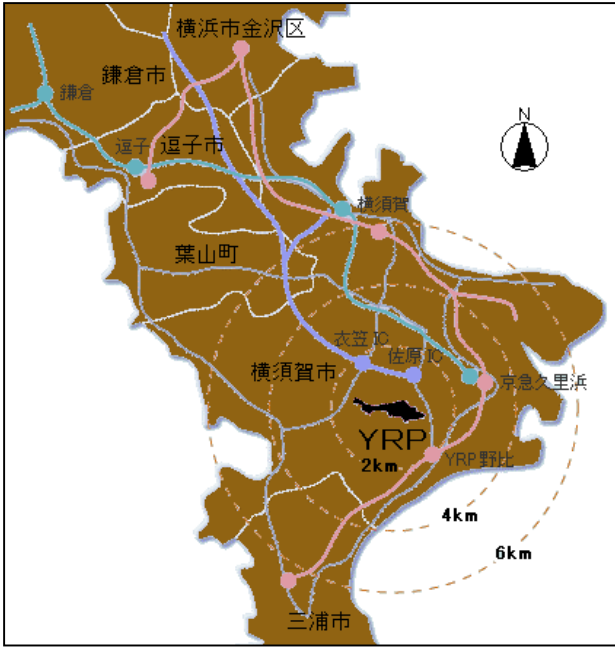
④ 自治体PFI推進センターの設立

地方自治体におけるPFI事業の円滑な推進に資することを目的として、PFI事業に関心のある地方自治体間の意見交換及び情報の共有の場等として、「自治体PFI推進センター」を平成14年度に設立。

# 横須賀リサーチパーク位置図 及び 地区内図

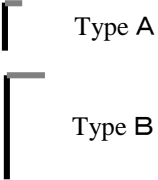
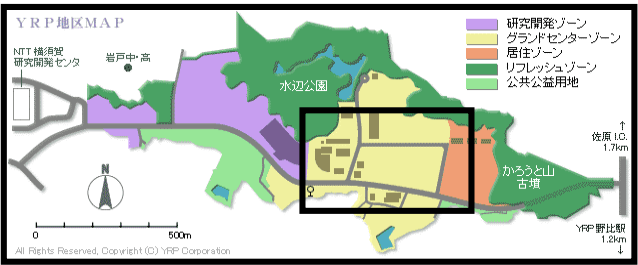
CRL横須賀無線通信研究センター

(YRPセンター1番館内 : 神奈川県横須賀市光の丘3番4号)

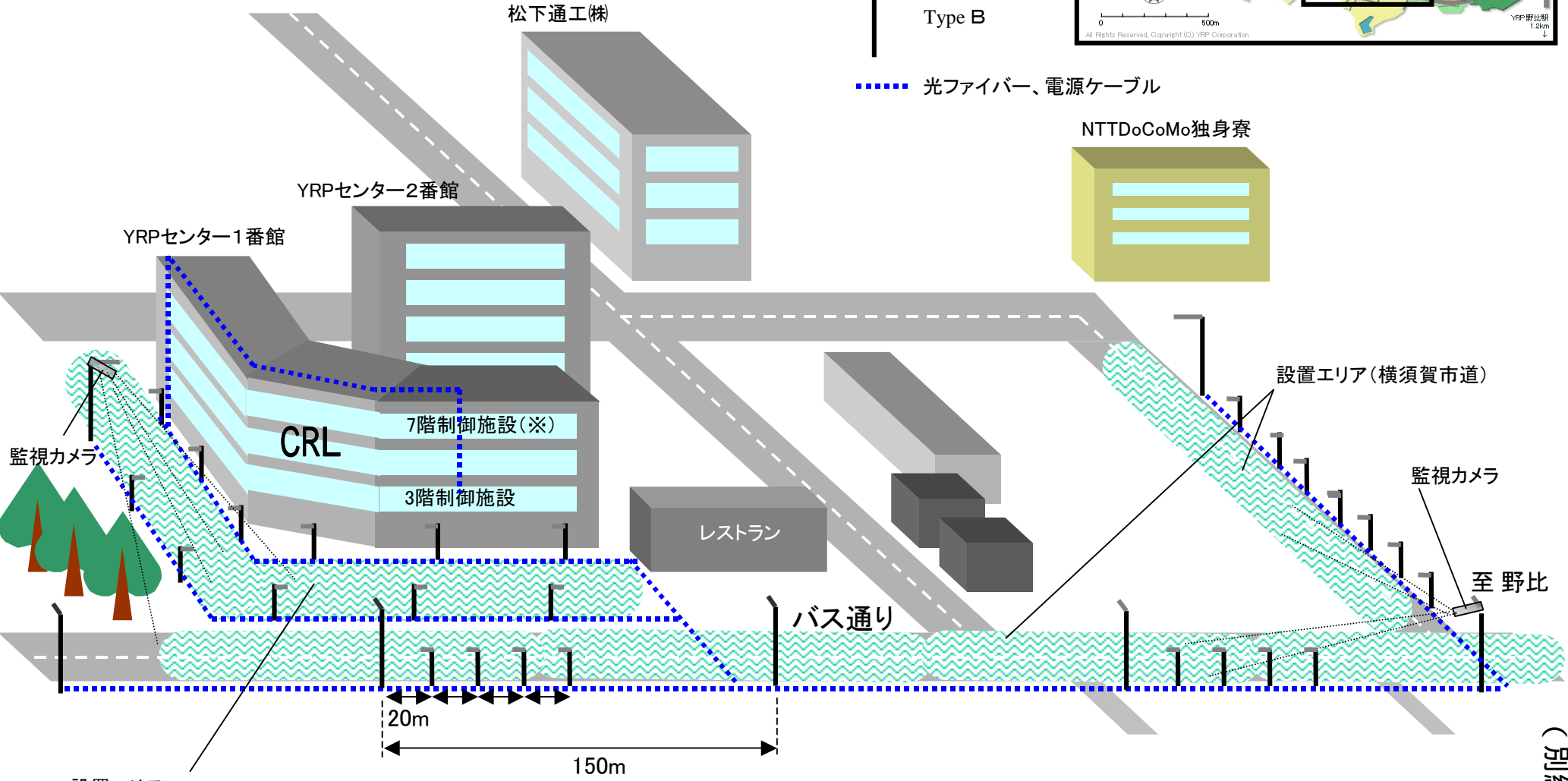


# 試験施設設置位置 概略図

〔 Y R P 1 番館内ケーブル経路及びバス通り横断部ケーブル位置については、PFI 事業者からの提案にもよるので、必ずしもこの図の通りになるとは限りません。 〕



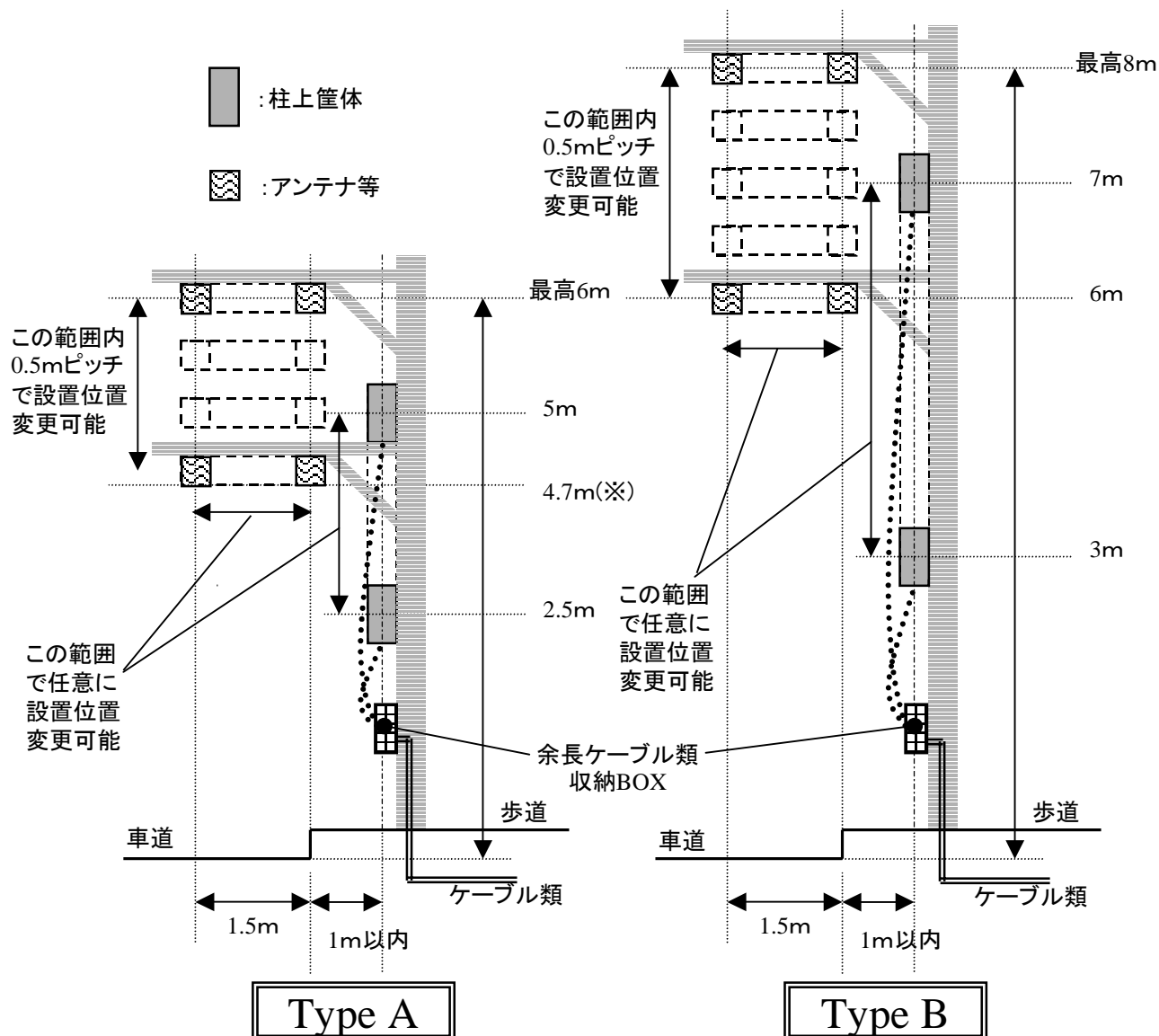
..... 光ファイバー、電源ケーブル



設置エリア (YRP 1番館駐車場／横須賀市所有地)

(※) YRP 1番館7階ネットワーク制御施設の予定地には第三者が現在入居しているが、整備開始前に退去し、平成14年7月からはCRLが予定地を確保することとなっている。

## 局地基地局取付用設備 概略図



(※) 車道部については、横須賀市の規定により、路面から4.7mのクリアを確保すること。

- 柱上筐体の設置する高さは、可変できること。  
(高さ範囲 Type A: 2.5m~5.0m、Type B: 3.0m~7.0m)
- 車線上にアンテナ等を設置可能とするアームを装備できるようにすること。  
アームの耐加重は10kgとする。  
(長さ: 約2.5m 高さ範囲 Type A: 4.5m~6.0m、Type B: 6.0m~8.0m で  
Type A、Bともに、それぞれ0.5mピッチで設置する高さが可変できること)
- **ケーブル類は原則ポール内を通ること。ただし、容易に損傷を受けない構造にする等の適切な措置を採るのであれば、必ずしもポールの中を通る必要はありません。また、ケーブル類には余長部分が必要であるため、それを収納するための専用のBOXを適宜設けること。**
- その他: 監視カメラが柱頂に設置されるポールもあります。

注) 本図におけるポールはあくまで一例であり、ポール形状については特段の規定はない。

## 地方公共団体におけるPFI事業例(実施方針公表済)

平成14年5月28日現在

施設の種類	団体名	事業名
教育・文化関連施設	東京都	区部ユース・プラザ(仮称)整備等事業
	神奈川県	神奈川県立近代美術館新館(仮称)施設整備等事業
		海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業
	香川県	情報通信科学館(仮称)整備等事業
	千葉県	千葉県少年自然の家(仮称)整備事業
	杉並区	杉並公会堂改築並びに維持管理及び運営事業
	国分寺市	国分寺市立市民文化会館整備運営事業
	鎌倉市	(仮称)山崎地区屋内温水プール施設整備事業
	羽島市	羽島市民プールの整備・運営事業
加古川市	(仮称)加古川市立総合体育館整備PFI事業	
廃棄物処理施設	埼玉県	彩の国資源循環工場整備事業
	倉敷市	倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業
	留辺薬町・置戸町・訓子府町	留辺薬町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業
	田原町・赤羽根町・渥美町	(仮称)新リサイクルセンター整備等事業
	大館周辺広域市町村圏組合	大館周辺広域市町村圏組合・ごみ処理事業
複合公共施設	滋賀県	(仮称)滋賀21会館整備PFI事業
	大分県	大分県女性・消費生活会館(仮称)整備事業
	千葉県	千葉県消費生活センター・計量検査所複合施設整備事業
	桑名市	桑名市図書館等複合公共施設整備事業
駐車場・駐輪場	大阪府	江坂駅南立体駐車場整備事業
	取手市	取手駅北地区C街区共同ビル整備事業
	足立区	竹の塚西白転車駐車場整備運営事業
	檀原市	檀原市近鉄八木駅前南地下駐車場等施設整備事業
義務教育施設等	調布市	調布市立調和小学校整備並びに維持管理及び運営事業
	野洲町(滋賀県)	野洲町立野洲小学校及び野洲幼稚園整備並びに維持管理事業
	八雲村(島根県)	八雲村学校給食センター施設整備事業
港湾施設	茨城県	常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業( )
	神戸市	マリンピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業( )
	北九州市	ひびきコンテナターミナル整備及び運営事業



施設の種類	団体名	事業名
観光施設	神戸市	神戸市摩耶ロッジ整備等事業 ( )
病院	近江八幡市	近江八幡市民病院整備運営事業
	高知県高知市病院組合	高知医療センター整備運営事業
ごみ処理施設の余熱利用施設 (プール)	福岡市	福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業 ( )
	岡山市	当新田環境センター余熱利用施設整備・運営事業
発電設備	東京都	朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業
		森ヶ崎水処理センター常用発電設備整備事業
社会福祉施設	中央区	痴呆性高齢者グループホーム等の整備・運営事業
	杉並区	杉並区新型ケアハウス整備等事業
試験研究機関	神奈川県	神奈川県衛生研究所等施設整備等事業
産業育成支援施設	岡山県	岡山リサーチパーク・インキュベーションセンター(仮称)整備等事業
都市公園	横須賀市	横須賀市長井海の手公園整備等事業
再開発事業	横浜市	戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業・仮設店舗整備等事業
その他	石川県	金沢競馬場省エネルギー対策事業
	札幌市	(仮称)札幌市第2斎場整備整備運営事業
	日立市	日立市温泉利用施設整備等事業
	広島市	県営上安住宅(仮称)整備事業
	八鹿町(兵庫県)	とがやま温泉施設整備事業

計 47事業

( )は、供用開始済み

(別紙5)

自治画第67号  
平成12年3月29日  
(平成14年4月1日一部改正)

各都道府県知事  
各指定都市市長 } 殿

自治事務次官

#### 地方公共団体におけるPFI事業について

今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第4条第1項に定める基本方針が制定されました。地方公共団体においては、下記事項に留意のうえ、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市区町村にもこの旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第1 総括的事項

1 PFI法は、平成11年9月24日に施行され、同法第4条第1項に基づき、内閣総理大臣が、平成12年3月13日、別添のとおり基本方針を定めたところであること。

基本方針は、国（特殊法人その他の公共法人を含む。）が公共施設等の管理者等として行うPFI事業について主として定めたものであり、地方公共団体については、本基本方針の定めるところを参考として、PFI事業の円滑な実施の促進に努めるものとされていること。

2 以下、本通知において、次の用語は、それぞれ下記のとおりとする。

（1）PFI事業 地方公共団体がPFI法第5条第1項の実施方針を定めて実施するPFI法第2条第4項に定める「選定事業」をいう。

（2）PFI事業者 PFI法第7条第1項の規定によりPFI事業を実施する者として選定された者をいう。

（3）PFI契約 地方公共団体とPFI事業者の間で締結される、PFI事業に係る契約をいう（PFI法第9条に定める議会の議決が必要な契約にあっては、これを経たのものに限る。）。

（4）政府調達協定 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。

（5）特例政令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）をいう。

3 PFI法第9条及び民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する法律施行令に定めるとおり、以下のPFI契約については、あらかじめ議会の議決を経なければならないこと。これは、地方自治法第96条第1項第5号に定める議会の議決との均衡を考慮するとともに、PFI事業に係る将来の財政負担等を議会においてチェックする趣旨であること。また、この場合における金額は、PFI契約の予定価格の金額のうち維持管理、運営等に要する金額を除いた金額により判断するものであること。

	千円
	都道府県 500,000
法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。） 300,000
	市（指定都市を除く。） 150,000
	町村 50,000

4 PFI法が、いわゆる第三セクターの抱える諸課題等を考慮のうえ立法された経緯も

踏まえ、PFI契約において、PFI事業者とのリスクの分担（PFI事業の継続が困難になった場合の措置を含む。以下同じ。）を明確にしておくとともに、PFI事業者に対する安易な出資及び損失補償は、厳に慎むこと。

5 総務省は自治行政局地域振興課を窓口として相談に応じることとしているので、PFI事業の実施を検討している地方公共団体は積極的に相談すること。また、（財）地域総合整備財団において、PFIアドバイザーの派遣、PFI研修会、民間事業者との意見交換会を実施し、また相談窓口を設置しているので適宜活用を図ること。さらに、平成14年度には自治体PFI推進センターが設置されるので、あわせて活用を図ること。

なお、PFI事業に対する貸付であって現行のふるさと融資の要件を満たすものについては、これを対象とするものであること。詳細は（財）地域総合整備財団に照会すること。

## 第2 PFI事業に係る債務負担行為の位置付け

PFI法に基づいて公共施設等の整備を行うために設定される債務負担行為は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備のために設定されるものであり、「もっぱら財源調達的手段として設定する債務負担行為」（「債務負担行為の運用について」（昭和47年9月30日付け自治導第139号））に該当するものではないと解されること。

しかしながら、この場合においても財政の健全性を確保する必要があるので、PFI事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものを起債制限比率の計算の対象とするものであること。

## 第3 PFI事業に係る地方財政措置

PFI事業のうち1の要件を満たすものに係る施設整備費について、地方公共団体がPFI事業者に対して財政的支出を行う場合、2の財政措置を講じること。なお、具体的内容については「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）を参照すること。

### 1 要件

ア 当該施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転（当該施設の整備後直ちに移転する場合を含む。）するもの又はPFI契約が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること。

イ 通常当該施設を地方公共団体が整備した場合に国庫補助負担制度がある事業については、PFI事業で整備する場合にも同等の措置が講じられるものであること。

### 2 財政措置の内容

#### ア 国庫補助負担金が支出される事業

当該国庫補助負担金の内容に応じて、地方公共団体が直接整備する場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講じること。

#### イ 地方単独事業として実施されるPFI事業

地方公共団体が直接整備する場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、そのような財政措置の仕組みがない施設（公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすものに限る。）については

一定の範囲で、地方交付税措置を講じること。

#### 第4 税制上の措置

(1) PFI事業者がPFI事業の用に供する土地については、特別土地保有税の非課税措置が講じられていること。(地方税法第586条第2項第1号の27)

(2) PFI事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けてPFI事業として整備する特定用途港湾施設のうち一定のものについて、固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置が講じられていること。(地方税法附則第15条第48項)

#### 第5 契約関係

1 PFI契約の相手方の決定の手続については、基本方針「二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項」を参考として、適切に実施すること。

##### 2 契約の相手方の選定方法の原則(一般競争入札)

—— 総合評価一般競争入札の活用等 ——

PFI事業者の選定方法は、公募の方法等によることとされており(PFI法第7条第1項)、一般競争入札によることが原則とされていること。

この場合において、PFI契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、PFI事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることにかんがみ、総合評価一般競争入札(地方自治法施行令第167条の10の2)の活用を図ること。

この際、あらかじめ学識経験者の意見を聴き、落札者決定基準を適切に定め、公表すること等、所定の手続について十分留意すること。(「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について」(平成11年2月17日付け自治行第3号自治事務次官通知)を参照のこと。)

##### 3 随意契約による場合の留意点

上記1によらず、随意契約の方法によるためには、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当することを要すること。この場合において、以下の点に留意すること。

(1) 地方自治法第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」については、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合もこれに当たると解されているところであり(別紙昭和62年3月20日最高裁第2小法廷判決参照)、PFI契約についてもこれを踏まえて適切に判断するものであること。

(2) 同条第5号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」とは、相手方が多量のストックをかかえ売り込む意欲が強い場合等、相手方が特殊な地位に立っている場合が該当するものとされていること。この場合において、同号の「著しく有利な価格」とは、一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格(時価を基準としたもの)から勘案しても、競争入札に付した場合

より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できるときと解されており、したがって、当該地方公共団体が当該公共施設等を整備すると仮定する場合の価格と当該相手方の価格を比較するとともに、一般的なPFI事業者がPFI方式で整備すると仮定した場合の標準的な価格と比較し、著しく有利であるか否かにより判断するものであること。

#### 4 政府調達協定の適用を受けるPFI契約についての留意点

(1) PFI契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営をも内容とするものであり、このため、政府調達協定対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となりうるものであること。

こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされており、主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格（主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む。）が適用基準額を超える場合に、特例政令の適用を受けるとされているので、都道府県及び指定都市においては留意すること。（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について」平成7年11月1日付け自治行第84号行政課長通知参照）。

(2) 特例政令第10条本文において引用する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなはだしく不利益を被るに至るような場合を想定していること。

(3) 特例政令第10条第1項第6号は、設計契約について随意契約によることができるとしているものであり、建設、維持管理、運営等、設計以外の内容を一体的に含むPFI契約は、その対象ではないものと解されること。

#### 5 その他

(1) PFI契約の相手方の決定の手続に際しては、特定目的会社に対する出資予定者等により構成される、法人格の無い共同企業体の形式で参加し、PFIの選定事業者となった後に、初めて法人格を持った特定目的会社を設立して、地方公共団体との間でPFI契約を締結することも差し支えないこと。

(2) 民間事業者による発案が可能とされている（PFI法第4条第2項第1号）が、提案を行った民間事業者を相手方として、随意契約によるPFI契約を締結するためには、地方自治法施行令第167条の2第1項各号（政府調達協定の適用を受ける場合においては、特例政令第10条第1項各号）に該当する必要があること。

(3) PFI契約の相手方となる民間事業者の選定手続に参加した民間事業者に対し、一定のコンベ料等を支払うことを妨げるものでないこと。

#### 第6 公の施設関係

1 PFI法に基づいて公共施設等を整備しようとする場合の当該公共施設等の管理については、公の施設制度の趣旨や法的効果、PFI事業により当該公共施設等を整備する目的等を総合的に勘案し、公の施設として管理すべきか否か適切に判断するものであること。

2 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合にあっては、施設の設置及びその管理に関する事項等については条例でこれを定めるものであること。

3 P F I 事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設を公の施設として供用する間、P F I 事業者が施設の所有権を有する場合は、地方公共団体は、公の施設を設置するに伴って住民に対して負う責務を全うするに十分な、安定的な使用権原（賃借権等）を取得しておく必要があること。

4 地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理受託者の要件を満たさない民間事業者に対しても、例えば下記の諸業務をP F I 事業として行わせることは可能であり、かつ一の民間事業者に対してこれらの業務を包括的にP F I 事業として行わせることも可能であること。

下記のような事実上の業務

- ・施設の維持補修等のメンテナンス
- ・警備
- ・施設の清掃
- ・展示物の維持補修
- ・エレベーターの運転
- ・植栽の管理

管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為

- ・入場券の検認
- ・利用申込書の受理
- ・利用許可書の交付

私人の公金取扱いの規定（地方自治法第243条、同法施行令第158条）に基づく使用料等の収入の徴収

当該施設運営に係るソフト面の企画

5 地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理受託者の要件を満たさない民間事業者については、当該公の施設の利用に係る料金を当該民間事業者の収入として收受させること及び当該料金を当該民間事業者が定めることとすることはできないこと。（地方自治法第244条の2第4項、第5項）。

## 第7 公有財産関係その他

P F I 事業により公有地上に公共施設等を整備する場合には、下記の事項について留意すること。

（1）当該施設の所有権が当該施設の整備後直ちに地方公共団体に移転し、供用される場合には、当該施設の用地は行政財産として位置づけられるものであること。

（2）当該施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転する場合であって、当該期間中、P F I 事業者に対して普通財産として用地を貸し付けるときは、最終的に当該施設の所有権が当該地方公共団体に移転し、その行政財産になる時点において、当該施設の用地も、普通財産から行政財産に切り替える必要があること。

（3）地方公共団体の行政財産については、原則として私権を設定することができないこととされているが、P F I 法の一部改正により、次の特例が設けられたこと。

地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第238条の4第1項の規定

にかかわらず、P F I 事業の用に供するため、行政財産を P F I 事業者に貸し付けることができること。

のほか、地方公共団体は、P F I 事業者が一棟の建物の一部が当該 P F I 事業に係る公共施設等である当該建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 1 項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該 P F I 事業者に貸し付けることができること。

及び のほか、地方公共団体は、 により行政財産である土地の貸付けを受けた者が建物の一部を P F I 事業の終了後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 1 項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができること。

から までの貸付けについては、民法第 6 0 4 条並びに借地借家法第 3 条及び第 4 条の規定は、適用されないこと。

から までの貸付けについては、地方自治法第 2 3 8 条の 2 第 2 項及び第 2 3 8 条の 5 第 3 項から第 5 項までの規定が準用されること。



(別紙)

最高裁第二小法廷判決 (昭和62年3月20日)

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、原判決の判示とおり、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号(注：昭和49年改正前の地方自治法施行令第167条の2第1項第1号。現同項第2号)に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。

( 別紙 6 )

自治調第 2 5 号

平成 1 2 年 3 月 2 9 日

各 都 道 府 県 知 事

殿

各 指 定 都 市 市 長

自 治 省 財 政 局 長

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律  
(平成 1 1 年法律第 1 1 7 号)に基づいて地方公共団体が実施する  
事業に係る地方財政措置について

標記の件について、別紙のとおり定めたので、通知します。

なお、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律  
(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する  
事業に係る地方財政措置について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という。)は、平成11年9月24日に施行され、PFI法第4条に基づく基本方針が平成12年3月13日に公布されたところである。

地方公共団体がPFI法第5条第1項の実施方針を定め、PFI法に基づいて実施する事業(以下「PFI事業」という。)については、「地方公共団体におけるPFI事業について」(平成12年3月29日付け自治事務次官通知)によりその基本的な考え方が示されたところであるが、地方財政措置の具体的な内容については下記のとおりであるので留意願います。

なお、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第1 PFI事業に係る財政措置について

地方公共団体がPFI法第5条第1項の実施方針を定めて実施するPFI事業のうち1の要件を満たすものに係る施設整備費について、地方公共団体がPFI法第2条第5項に定める選定事業者(以下「PFI事業者」という。)に対して財政的支出を行う場合、2の財政措置を講じることとする。

1 要件

当該施設の所有権が一定期間経過後に当該地方公共団体に移転(当該施設の整備後直ちに移転する場合を含む。)するもの又はPFI契約(地方公共団体とPFI事業者の間で締結されるPFI事業に係る契約をいう。)が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること。

通常当該施設を地方公共団体が整備する場合(以下「直営事業の場合」という。)に国庫補助負担制度がある事業については、PFI事業で整備する場合にも同等の措置が講じられること。

2 財政措置の内容

(1) 国庫補助負担金が支出されるPFI事業

ア 基本的な考え方

当該国庫補助負担金の内容に応じて、直営事業の場合と同等の地方債措

置又は地方交付税措置を講じる。

イ 具体的な内容

地方公共団体が P F I 事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を支出する場合

地方公共団体が支出を行うに当たって、直営事業の場合と同種の地方債をその財源とすることができることとし、直営事業の場合に当該地方債の元利償還金に対して交付税措置を講じている場合には、同様の交付税措置を行う。

地方公共団体が P F I 事業者に対し後年度に整備費相当分の全部又は一部を割賦払い、委託料等の形で分割して支出する場合

地方公共団体が負担する整備費相当分（金利相当額を含む。）について、直営事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

(2) 地方単独事業として実施される P F I 事業

ア 基本的な考え方

直営事業の場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、そのような財政措置の仕組みがない施設（公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすものに限る。）については一定の範囲で地方交付税措置を講じる。

なお、ふるさとづくり事業に対する地域総合整備事業債の充当等、一定の政策目的に基づき地方公共団体の自主的、主体的な判断の下に行われる各種事業に対し講じられている財政措置は、「施設の種別に応じた財政措置」には当たらないことに留意すること。

イ 具体的な内容

施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設（複合的な機能を有する施設については、当該部分を分別できる場合における当該部分）の場合

地方公共団体が P F I 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（金利相当額を含む。）に対し、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

施設の種別に応じた財政措置の仕組みがない施設の場合

下記の要件を満たす施設について、地方公共団体が P F I 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分

を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（用地取得費を含まず、金利相当額を含む。）の20%に対し均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

（施設の要件）

通常地方公共団体が整備を行っている公共性の高い施設であり、かつ非収益的な施設（無料又は低廉な料金で住民の用に供され、施設整備費の全部又は一部を料金ではなく地方公共団体の財源で負担することが通例である施設）であること。なお、庁舎等公用施設は対象としない。

### （3）資金手当のための地方債

（1）及び（2）の財政措置に加えて、1の要件を満たすPFI事業について、地方公共団体がPFI事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を負担する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置を講じる。

### （4）PFI事業者に貸与するための土地取得に要する経費

PFI法第12条第2項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が実施方針を定め、PFI法に基づいて実施するPFI事業の選定事業者に貸し付ける目的で用地を取得する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置を講じる。

### （5）地方公営企業におけるPFI事業

地方公営企業において施設整備にPFI事業を導入する場合には、通常の地方公営企業に対する財政措置と同等の措置を講じる。

## 第2 留意事項

上記の財政措置は、PFI法に基づいて地方公共団体が実施方針を定めて実施するPFI事業に係る措置であり、PFI法に基づかないで行われる事業については適用されないこと。

上記の財政措置は、施設整備費相当分について地方公共団体が財政的支出を行う場合の措置であり、地方公共団体の選定事業者に対する支出が施設整備費のみならず運営費、維持管理費等も含んでいる場合には、適切な方法により施設整備費相当部分を分別して財政措置を行うものであること。

上記の財政措置が適用されるPFI事業を実施しようとする地方公共団体は、事前に自治大臣官房企画室に相談すること。なお、本通知文の内容についての問い合わせは自治省財政局調整室に行うこと。